

旧非国教徒の時代

—ある貿易商一族の信仰—

川 分 圭 子

1 はじめに

非国教徒の構成から考えたとき、イギリス非国教史では1660－2年と1790年代が重要なターニングポイントである。まず、清教徒革命の終了と王政復古による英國国教の復活は、国教徒と非国教徒の区別を極めて明確にするものだった⁽¹⁾。清教徒革命以前には国教から離脱していたのは一部の分離派にすぎなかったが、1662年信仰統一法は、一般祈祷書全項目への服従を課すことによって、大量のピューリタンを国教から排除した。わけても長老派に対する影響は大きかった。それまで教区教会にとどまっていた長老派は、同法以後非国教化する。以後非国教徒は、基本的に長老派・会衆派・洗礼派とクエーカーの4会派から構成されることとなる。

1790年代メソディズムが国教を離脱することによって、非国教徒の構成に再び大きな転換が生じる。圧倒的人気をもったメソディズムが非国教化したこと、非国教徒の大半は同派に占められるようになる⁽²⁾。

1662年信仰統一法とメソディズムの非国教化は、日本でもこれまで十分に研究されてきた史実である。にもかかわらず、この二つがイギリス非国教徒の構成を大きく変えた転機であること、従って1660－1790年代の非国教徒とその前後の時期の非国教徒は内容が異なるということは、あまり意識されてこなかった。しかし、イギリス本国では、長老派・会衆派・洗礼派3会派を、19世紀の非国教徒主流のメソジストと区別するために、旧非国教徒と呼ぶことが定着している⁽³⁾。本稿は、まずこの点に注意を喚起したいと考える。

1660－1790年代は、旧非国教徒3会派とクエーカーからなるという点で非国教徒の構成がほぼ安定していた。またこの全期を通じて、非国教徒迫害法規が存在した。この2つの要素から見れば、1660－1790年代は、非国教徒史上一つのまとまった時代区分であった。

しかし他方で、同時期の期間内においても、その前半の非国教徒と後半の非国教徒には、大きなイメージの開きがある。まず、前半期の非国教徒には、迫害される社会的弱者としてのイメージが強い。1660年から1689年寛容法までは、非国教徒史上最大の迫害時代であったし、アン女王期にも迫害時代の再来があったからである。

他方、ジョージ王時代の非国教徒研究では、むしろ経済的成功・社会的上昇・体制への同化の側面が強調されてきた。そもそも18世紀のイギリスは、前世紀に対する反動もあって、宗教的気分が大きく低下した時代であった⁽⁴⁾。非国教徒の数は漸次的減少の傾向にあり、国教徒への改宗者も多かった⁽⁵⁾。さらに非国教徒上層部は、著しく経済的、社会的に上昇した。特に長老派やクエーカーでは、新興富裕層の商人・製造業者が高比率を占めていた⁽⁶⁾。そして、自治体法・審査法が存続したにもかかわらず、こうした非国教徒の多くが下院議員や地方議会議員・地方官職に就任し⁽⁷⁾、地方都市によっては市政が非国教徒に完全に掌握されているところもあった⁽⁸⁾。このように、18世紀の非国教徒は経済・政治・社会的に成功者のイメージが強く、王政復古期の迫害を堪えしのんだ非国教徒のイメージとは大きな乖離がある。

だが、迫害諸法規が18世紀にも機能していたことを示す研究も、数少ないが存在する⁽⁹⁾。また、審査法・自治体法が1820年代まで堅持され、18世紀を通して非国教徒が団結してその廃止運動を展開したことは⁽¹⁰⁾、これらの法が国教徒と非国教徒の間に一線を画し続けており、非国教徒に明確な自意識を保たせるよう機能していたことを示している。

このように、18世紀の非国教徒は、17世紀後半の非国教徒との断絶と連続の両方のイメージを持っている。そこで本稿では、この断絶と連続のどちらの側面が強いかを、問うてみたいと思う。本稿ではこれを、当該時期を生きた一つの貿易商の一族の信仰の歴史をたどり、この間のこの一族の精神的変容の程度を調査することによって、考察してみたい。

ただし、同家の信仰史を理解するには、当該時期の長老派と会衆派に関してかなり細かな事実認識が必要である。日本ではこれまでイギリスの宗教史については優れた概説書が提供されてきたが⁽¹¹⁾、各会派の歴史的展開についてまでは十分紹介されてこなかった。そこで本稿では、次章をさいて当該時期の長老派と会衆派の歴史を手短にまとめておくこととする。

2 長老派と会衆派

2-1 長老派の非国教化

長老派も会衆派もエリザベス朝のピューリタンに起源を持つ。だが、会衆派の源流が国教から離脱していた分離派や半分離派にあるのに対し⁽¹²⁾、長老派は基本的に国教内部にとどまっていたという点で、両派は大きく異なる。これは、両派の教義上の根本的な相違とも深く関わっていた。

会衆派は、個々の教会を「真の信者の集合した教会Gathered Church of True Believers」と定義する⁽¹³⁾。会衆は、永遠の救済を予定された者だけで構成されなければならない。従って、地域住民すべてを会衆とする教区教会の概念には反対し⁽¹⁴⁾、慎重に会衆を選ぶ。新会衆の入会を認定するとき重視されるのは、選民の証、すなわち候補者が神の恩寵を確信するような靈的経験をしているかどうかという点である⁽¹⁵⁾。

このように選民からのみ構成されている会衆派教会では、牧師と俗人長老、さらに一般会衆の

旧非国教徒の時代

間には大きな差違が存在しない。その結果、会衆派の教会運営は民主的となり、全会衆参加の総会が新会衆の入会、新牧師の選定、会衆の規律等重要事項の決議権を持つ。さらに牧師の聖職授任も、会衆が行う。一般会衆のうち天分をもった者*gifted brethren*は、説教師となることが可能だし、会衆から聖職授任を受け聖職者になることもできる⁽¹⁶⁾。

以上のように、会衆派教会は個々の教会が強い独立性をもって完結しており、またその自立性を尊ぶので、全国的な教会監督制度には否定的な態度をとる⁽¹⁷⁾。ただし会衆派は、歴史的には既存の秩序や権力に服従的であり、激しい国教や主教制度批判を展開したことはほとんどない。彼らは常に、国教を批判するよりも、国教からの分離の自由を主張してきたのであり、また実際分離派として活動する場合が多かった。

他方、長老派は、その名の通り教会監督制度として長老制度を採用する派である。イングランド長老派が主唱する長老制度は、大陸のカルヴァン派、スコットランド等が維持する制度と基本的には同じであり、全国会議National Assenbyー地方会議Provincial SynodークラシスClassis/Coferenceー長老集会Presbyteryの4段階の階層から構成される⁽¹⁸⁾。ただし、イングランド長老派の長老制度はスコットランドのそれと比べると、個々の教会がより独立性をもつ。まず長老制度の最小単位である長老集会は、スコットランドでは各教会からの代表者会議であるが、イングランドでは個々の教会の運営組織である。またスコットランドではClassisやSynodが司法権を持つが、イングランドではそれらは単なる諮問機関で勧告ができるだけである⁽¹⁹⁾。

しかし、イングランド長老派が他の長老派ともっとも決定的に異なっていたことは、結局それが一度も完全に体制教会化しなかった点であった。清教徒革命期には長老制度は一度国教化するが、クロムウェルが強く支援しなかったため、その全国的普及は不徹底に終わった。長老派が非国教化した後は、19世紀にはいるまで全国的長老制度は形成されなかった⁽²⁰⁾。つまり、イングランド長老派は、実際には長老制度を持たず、そういう意味では長老派という名称自体にふさわしい存在ではなかった⁽²¹⁾。

イングランド長老派が全国的監督制度を形成しなかったことから発生した最大の問題は、牧師の聖職授任の方法である。長老派では、牧師は会衆から説教を行う権威を授与されるのではなく、聖職者によって承認されなければならなかった。従って、聖職授任は教会会議によって行われるべきものだった⁽²²⁾。しかし長老派が非国教化した後は教会会議は十分に組織されていなかったので、長老派牧師の実際の選定は、会衆派同様、各会衆が自主的に決定していた⁽²³⁾。ただし、会衆派と違い、長老派では、近隣の牧師により聖職叙任する方法が、一般にとられていた⁽²⁴⁾。また長老派では、聖職者のみが説教を行う権限をもち、会衆の入会・退会、新牧師の選定等教会の精神的活動に関わる問題は、牧師が決定権を持った⁽²⁵⁾。

長老派と国教会の対立点は、教学上の問題よりもむしろ、この監督制度と儀式に関するものであった⁽²⁶⁾。長老派からみれば、国教会の儀式にはサープリスの着用、聖餐の際の跪拝など「教皇派的悪弊」が残存しており、これらの虚飾を廃止して「古代の純粹さと簡素さに従って聖餐と洗礼のサクランメントをつかさど」ことが重要と考えられたのである⁽²⁷⁾。

長老派と会衆派の最大の違いは、教区教会に対する考え方であった。長老派は、近隣のキリスト教徒すべてを会衆として受け入れる教区教会の体制を支持する⁽²⁸⁾。救済の予定は神の判断であり、人はそれを前もって知ることはできない。従って、教会に救済を予定された者とそうでない者が混在するのは必然である。こう考える長老派では、新会衆の入会は、簡単な信仰告白のみで認定される⁽²⁹⁾。

また会衆派が現世の行動を救いの予定とは基本的に関係のないものとして考えるのに対し、長老派は現世の道徳的行動を重視する傾向が強く、現世道徳を過度に軽視する傾向を反律法主義として嫌った。

長老派は、教区教会からの分離は、教区教会を弱体化させ、分離に継ぐ分離を招き、いたずらに宗教上の無秩序化を進展させるものとして、忌避し、常に国教にとどまり、内側から国教を改革することを目指していた。このように長老派の教義を体制教会に包含させることによって国教改革を目指す長老派の態度は、包含政策Comprehensionと呼ばれてきた⁽³⁰⁾。それに対し、会衆派のように、教区教会からの分離に対して国家に寛容を求める態度を、寛容政策Toleranceと呼ぶ⁽³¹⁾。

清教徒革命から名誉革命期は、包含政策と寛容政策のどちらを採用すべきかで揺れた時代であった。同時期については極めて複雑な経緯がある上、多くの優れた研究があるので、本稿では詳しい記述を省く。重要なのは、清教徒革命前半には「厳肅なる同盟と契約」の可決により長老派の国教への包含がいったん実現したが、しかしクロムウェル時代には長老制度は推進されずむしろ広範なピューリタン信仰の自由が許され、多数のセクトが出現し一種の宗教的無秩序状態となつたこと、そして王政復古後は革命以前の国教が復活され、これを名誉革命政府も追認し、そのままの国教体制が現在まで至っていることである。

こうした革命期の流れの中で、もっとも激しい命運の暗転を経験したのは、長老派であった。長老派は清教徒革命期には一度は体制教会に採用されており、また王政復古時点ではもっとも熱心に王の復位を準備し支持していた。それにも関わらず、王政復古政府が最終的に定めた宗教方針は、長老派に特に不利な内容であった。こうして1660－2年に、長老派は非国教徒身分へ転落することを余儀なくされたのである。

1662年信仰統一法は、まず第一に、全イングランドとウェールズの聖職者、学校・私塾教師に、一般祈祷書への全面的同意と主教職者による聖職授任を済ませることを要求した。これまでの統一法では、一般祈祷書の中でも儀式・様式的な条項や主教制度に関する条項への同意は強制されていなかったため、1662年法が全項目への同意を強制した意味は大きかった⁽³²⁾。これらの主教制度や儀式に関する項目は、国教と長老派の主要な対立点であったからである。

第二に、1662年法は、「厳肅なる同盟と契約」への署名を破棄し、さらに、それが無法な誓約であり、それ故署名者をまったく拘束しないと宣言することを要求していた⁽³³⁾。しかし、長老派の多くにとって、「同盟と契約」署名の破棄は偽証を犯せと命令されているに等しかった⁽³⁴⁾。

この結果大半の長老派は国教を離脱せざるを得なくなった。一つの計算によれば、1660年から

旧非国教徒の時代

62年統一法までの間に2,029名が国教から追放されたという。その内訳は、独立派194名、洗礼派19名、長老派1,816名である⁽³⁵⁾。さらに、この度に追放された聖職者にはほとんどの俗人会衆が従ったといわれ、それがこの統一法の影響を大きいものにした⁽³⁶⁾。こうして、ここにイギリス史上初めて、相当規模の人口を持つ非国教徒集団が発生したのであった。

1689年名誉革命が成る。寛容法は、英國国教体制を改革しないことを確認した上で、なおかつ国教会の枠外で新教非国教徒が礼拝することを認めたものだった。これは会衆派が要求していた分離の自由－寛容政策－の勝利であり、長老派が目指していた包含政策は最終的に否定された⁽³⁷⁾。こうして、以前には国教内にあった長老派は、17世紀の宗教的動乱を経た後、非国教側にその定位置を見出したのである。

2-2 長老派と会衆派の協調と分裂

非国教化した長老派は、もはや教区教会で活動することはできず、分離して礼拝所を持たなければならなかった。また迫害下では、クラシスやシノッドを組織することも困難であった。この結果長老派も個々に分離教会を設立して活動するようになり、会衆派と見分けがつきにくくなっていく。

また実際にも、この時期の両派はいろいろな面で助け合い、協調しようとした。まず、ロンドンの有力俗人非国教徒は、1672年第1回信仰自由令が発布されたのを機に、ロンドンのPinner's Hallで毎週火曜日、両派合同の「商人講義Merchant's Lecture」を開催し始めた⁽³⁸⁾。さらに彼らは、両会派間の協定の申し出の試案を作成してもいる⁽³⁹⁾。これらの活動は、寛容法が成立するとより活発になった。1690年ロンドンの長老派と会衆派は、礼拝所維持や牧師への給与・教育資金の費用捻出のため、共通基金Common Fundを設立する⁽⁴⁰⁾。さらにロンドンの会衆派と長老派の主要な牧師たちが集まって、教義上一致可能な項目を集めて「一致項目Heads of Agreements」を起草し、1691年3月ロンドンのほとんどの牧師がこれに署名した。これは全国に回覧され、地方の大多数の牧師から賛同を得た。翌4月には、「幸福なる連盟Happy Union」と呼ばれる両派の連盟式がおこなわれている⁽⁴¹⁾。

しかし、両派の協調はこれがクライマックスであり、その後は急速に分裂に転じていくことになる。前節にみたように、両派の教義上の相違は大きかった。「一致項目」は、寛容法成立直後の暖かな雰囲気を利用して急ぎまとめられたものにすぎず、当初から批判があった。現に、「一致項目」起草委員会のメンバーであったNathaniel Matherを含め、3人の会衆派牧師が、署名を拒否している⁽⁴²⁾。

特にBaxter派の長老派と、会衆派の中でも厳格なカルヴァン主義者の間には、1670年代からすでに思想的対立が存在した⁽⁴³⁾。ロジャー・トマスは、Richard Baxterは、以下の5点でアルミニウス主義的な思想的要素をもっていたと、整理している。第一に、永罰への予定の教義は廃棄され、救済への予定と、万人への神の恩寵が強調された。第二に、現世での道徳的な行いが、より救済に関わるものとして重視された。第三に、彼は教義のよりどころとして聖書だけを重視

した。第四に、人間理性を肉体的な腐敗したものとして忌避せず、第一に重要なものとした。理性こそが、人間がものの道理を判断する唯一の手段であった。最後に、なにより教義上の違いを越えて各会派が互いに寛容であることが、主張された⁽⁴⁴⁾。こうしたBaxterの思想は当時は長老派の主流ではなかったが、次世代ではDaniel Williams, Edmond Calamyらに支持されていた。

BaxterのPinner's Hallでの説教は、講義の開始当初から「アルミニウス主義と、自由意志と人間の能力」を唱道するものだとして、非難の声が浴びせかけられていた⁽⁴⁵⁾。1690年には、17世紀前半の反律法主義者Tobias Crispの著作の再版をめぐって、Baxter派長老派と厳格派の会衆派の対立は決定的となる。Pinner's Hall講義は、反律法主義を批判するBaxter派と、Baxter派をアルミニウス主義として批判する厳格派カルヴァン主義者との激しい意見応酬の場となった。結局1694年Pinner's Hallの出資者がBaxter派の講師Daniel Williamsの免職を評決すると、長老派講師全員はWilliamsとともに退職し、Salter's Hallで別個に講義を開催し始める⁽⁴⁶⁾。両陣営の対立の深さは、両者の講義が同じ曜日の同じ時刻にわざわざ設定されたことからも、明白であった。

これらの思想的対立を背景に、共通基金も崩壊する。95年にはNathaniel Matherを中心となり、共通基金から会衆派が離脱して、会衆派基金が設立される。この基金の分裂は、会衆派と長老派の短かった蜜月に終止符を打った。今後両派の教義的相違は、より際だったものとなった。これ以後長老派ではBaxter派が主流となり、他方会衆派は正統的カルヴァン主義を堅持するようになる。

ただし、地方ではしばしば「一致項目」が守られ、両派の協調が長く続いたことは、指摘しておかなくてはならない⁽⁴⁷⁾。18世紀末まで両会派合同で一つの礼拝所を維持していた例もある。また長老派の会衆が会衆派牧師を雇う例、あるいはその逆、といったことは地方ではその後も珍しくなかったのである⁽⁴⁸⁾。

2－3 分裂の進展

18世紀以後長老派は、理性重視の傾向を深め、また聖書のみがキリスト神学のよりどころであるとする聖書の十分性の理論を洗練させ、堅持するようになる。これには、ロックとSamuel Clarkeの思想的影響、特にそれらが長老派の非国教学校で教科書として扱われたことの影響が大きかったといわれている⁽⁴⁹⁾。

こうした傾向が18世紀初頭にすでに長老派に広く浸透していたことを示すデータとして、1719年のSalter's Hall集会の投票結果がある。これに至るまでの事件の経過は、以下のようである。

1718年、エクセターの非国教学校でSamuel Clarkeの著作に心酔した一学生が三位一体の教義に疑義を表明するという事件があった。これに対し一部の牧師は彼をかばい、彼をデヴォンシャアの牧師職に聖職授任した。彼らの牧師に異端的傾向が広がっていることを強く危惧したエクセターの俗人信徒は、彼らに三位一体に対する見解を問い合わせたが満足のいく回答を得られず、最終的にロンドンにアドバイスを求めてきた。これを受けてロンドンの非国教牧師は、1719年

旧非国教徒の時代

2月と3月, Salter's Hallで集会をもったのである⁽⁵⁰⁾。

ここで、「神の息子の真実で適正なる神性を否定すること、すなわち彼が父とともに唯一の神であることを否定することは、間違いであり、聖書に反しており、改革派教会の共通の信条に反する」という項目を含むエクセターへの回答書の草案について⁽⁵¹⁾、賛否を問う投票が行われた。その結果は、完全な二分に終わった。2月には賛成者は53名、反対者は57名、3月には賛成者78名、反対者73名であった⁽⁵²⁾。

表1. 1719年3月Salter's Hall集会の投票結果

	合 計	内 訳				
		長老派	会衆派	Particular Baptist	General Baptist	不 明
賛成派 Subscribrer	78	30	28	14	1	5
反対者 Non-Subscriber	73	47	9	2	14	1

Dissenters I, pp.375-6より作成。

3月時点での会派の内訳は、表1の通りである。つまり、賛成派は会衆派とパティキュラー・バプテストに多く、反対派は長老派とジェネラル・バプテストに多かったことが解る。

ただし、反対派を、即反三位一体であったというように解釈してはならない。反対派の多くは、三位一体に関しては聖書の記述自体に矛盾があり、聖書が明確に三位一体を支持していると断言できない、と考えていた。つまり、それは理性重視と聖書の十分性の立場であり、アタナシウス主義からの脱却やアリウス主義の受容ではなく、アルミニウス主義的立場であったと判断されるべきである⁽⁵³⁾。

しかし、このアルミニウス主義的傾向が1719年時点で長老派で優位を占めていたことは、明白である。さらに、その後も長老派がこの傾向を深めていったことも数値的に証明される。たとえば1732年のロンドンでは、31人の会衆派牧師すべてがカルヴァン派であったのに対し、長老派牧師では44名中19名のみがカルヴァン派に位置づけられており、残りの13名はアルミニウス主義者、12名はBaxter的中道に分類されている⁽⁵⁴⁾。さらに、このカルヴァン派長老派19名のうち8名が1750年までに死亡し、その後がアルミニウス主義者で補充されている⁽⁵⁵⁾。その他の牧師についても、理論を変えたり、あるいは会衆派牧師に転向した例が幾つか確認されている⁽⁵⁶⁾。そして、1740年代には、John Barkerという牧師が、ロンドンでは唯一のカルヴァン派長老派牧師であると言われるまでの事態に進展していた⁽⁵⁷⁾。

だが、この18世紀中葉の段階においても、長老派は正統的キリスト教神学から離脱していたわけではない。しかし理性重視は、最終的には聖書自体、そしてキリスト教神学そのものの批判的検討に行き着く。1770年代になって、Richard Price、そしてさらに先鋭的なJoseph Priestley、Theophilus Lindseyらの神学者が出ると、長老派では三位一体を否定するアリウス主義、あるいはさらにキリストの神性そのものを否定するソツツィーニ主義が主流をしめ、合理主義信仰、あるいはユニテリアニズムと呼ばれるものに移行する⁽⁵⁸⁾。

当時の宗教事情からみると、このような合理主義への長老派の傾斜は、例外的なものであった。18世紀後半は、長老派をのぞくすべての会派が強く福音主義復興の影響を受けた時期であったからである⁽⁵⁹⁾。会衆派の場合は、正統派カルヴァニズムのWhitfield派メソディズムと人的交流が深く、18世紀後半には完全に福音主義化した⁽⁶⁰⁾。

このように、長老派のみが福音主義を拒否し合理主義信仰を報じる一方、それ以外の宗派はすべて福音主義一色に染まった。合理主義信仰と福音主義の勝敗は、明白であった。合理主義信仰は優れて知的なものであり、信者を洗練された知識人に限定した。またPriceやPriestleyのフランス革命支持に代表される政治的傾向は、政府から危険視され弾圧を受けただけでなく、大衆からも忌避されるものであった。他方で、福音主義は大衆から圧倒的支持を得た⁽⁶¹⁾。

表2 非国教徒人口と、総人口に対する割合、1715－8年と1851年の比較

会 派	1715－8			1851		
	推定人口(人)	対非国教徒総数比(%)	対総人口比(%)	推定人口(人)	対非国教徒総数比(%)	対総人口比(%)
独立派	67,580	19	1.17	788,564	4.4	4.4
バプテスト	63,370	17.8	1.1	591,948	3.3	3.3
クエーカー*	39,510	11.6	0.73	16,783	0.6	0.1
長老派+ユニテリアン	185,430	52.1	3.2	87,091	2.6	0.49
アルミニウス派メソジスト	—	—	—	1,555,684	46.6	8.68
カルヴァン派メソジスト	—	—	—	179,941	5.4	1
ハンティングトン夫人派	—	—	—	22,692	0.7	0.13
モラヴィア兄弟団	—	—	—	7,212	0.2	0.04
その他	—	—	—	88,970	2.7	0.5
非国教徒総数	355,890		6.19	3,338,885		18.6
総人口	5,752,420			17,927,604		

Dissenters II, pp.23, 29より作成。

両者の信者数の推移は、表2に明らかである。長老派は18世紀初頭には非国教徒中最大会派だったが、19世紀にはいると消滅も同然の状態になっている。他方でWesley派とWhitfield派メソディスト、さらに他の福音主義を取り入れた会派はすべて、19世紀には信者数を劇的にのばしている。

こうして、19世紀の非国教は福音主義一色に塗り替えられた。長老派は、今や消滅の危機に瀕していた。その他の旧非国教各派やクエーカーは、福音主義の採用のもとに内容を一新してしまった。旧非国教の時代は終わったのである。

3 ボディントン家の場合

本章では、1660－1790年代を実際に生きたボディントン家という一つの家族の精神史を構築してみることしたい。ボディントン家は、ロンドン商人の家系であるが、同家についてすでに拙稿で紹介してきているのでそれを参照されたい。同家は、二代目George 2世から四代目にわ

旧非国教徒の時代

たる過去帳、五代目サミュエルの日記を残しており、これが本稿の調査の基本史料である⁽⁶²⁾。なお、本稿巻末に、同家の系図を添付した。

3-1 1660-1790年代：正統的カルヴァン主義の遵奉

過去帳で初出する信仰に関する記述は、王政復古時の国王チャールズ2世のロンドン入城時的一家の様子を、当時14歳だったGeorge 2世が後年回想して書いたものである。

「国王チャールズ2世が帰国し、ロンドンに入城した時の即位宣言の後、彼の復位を熱烈に支持していた私の父は、指名されていた他の市民達とともにブラックヒースまで馬に乗って行った。母をのぞく私の家族全員は父とともに騎馬行進を見に行った。（それは素晴らしかった。）私は家族の中で一番先に家に戻ってきた。母は、戸を開けて、私に「George、あなたは王を見たの」といった。私は「はい」と答えた。彼女は「彼はどんな様子の人だったの」と言った。私は険悪で恐ろしそうな人だと答えた。それを聞くと、母はきびすを返して、泣きながら「おまえは他の神にでも仕えに行くがいい」と言い、また泣いた。

夕方になって、アントワープの商人のAbraham Le Gouch氏が到着し、いつものように我が家にやってきて、母と居間にいた。そのとき父が戻ってきて、大変喜びながら、国王が安全にホワイト・ホールにお入りになるのを見届けた、と言った。Le Gouch氏は、「君は、君の国王がプロテスタントだと思っているのか」と言った。父は「はい、一体誰があえてそうでないと言うんだ」と返事をした。Le Gouch氏は「私はあえてそう言うよ」と答えた。「というのも、私がアントワープの私の父の家にいる間、そのちょうど真向かいの家に国王とヨーク公が住んでいたんだよ。私は、彼らが大教会⁽⁶³⁾に行ってミサを受けるとき彼らの後についていって、神父がサクラメントで彼らの口にそれぞれ聖餅を入れるのを見たのさ。」それを聞いて、私の父は非常に怒ったが、しかしその後12ヶ月以内のうちに父は彼らがカトリックPapistだということを全面的に確信したのであった。」⁽⁶⁴⁾

これより、George 1世が王政復古支持派であったこと、プロテスタントであったこと、国王をカトリックであると判断し絶望したことが、解る。つまり、彼は穩健派のピューリタンであり、王政復古支持派が多かった長老派であったと思われる。

またこの史料から、新王に絶望したGeorge 1世は王政復古直後に非国教徒となつたのではないかと推測される。しかしボディントン家が非国教徒であることをはっきり確認できるのは、次の史料、1675年以後である。

「1675年。このころ私<George 2世、以下<>は訳注>の妻 ハンナは、John Collinsが牧師をしている教会の会衆に認められるように申し込んだ。」⁽⁶⁵⁾

「1678年。このころThomas Vincent氏が死亡し、Oakes氏が彼の跡を継いで牧師となっ

た。教会の秩序はすぐに無視されるようになり、彼は私の反対した人物を彼の好きなように会衆に認めた。Vincent氏によって開始されたやり方でなら、会衆として受け入れられたいと願う人物を全会衆に提示することを遂行しただろう。そして、その人物の談話や行動がその信仰告白と一致しているかどうかについて調査が行われただろう。」⁽⁶⁶⁾

「1678年、2月20日。私は、使徒たちが創設した教会のやり方に最も一致して行動していると私自身確信した教会の会衆になることに決意した。私は、John Collins氏が牧師である教会の会衆に認められるように氏に申し出た。〈中略〉2月28日。私の希望の理由を書いて彼に提出した。3月13日。それはその教会全体に伝達され、私の談話の調査のあと、承認された。3月23日。私は全会衆に受け入れられ、現在に至っている。」⁽⁶⁷⁾

ここに登場するJohn Collins, Thomas Vincent, Oakes（おそらくJohn Oakes）は、3人とも1662年統一法で国教を追放された牧師であったことが解っている⁽⁶⁸⁾。そこで、ボディントン家がこの時点で非国教徒であったことが確認された。

この三牧師についてさらに情報を集めると、当時のボディントン家の信仰についてより深い理解を得ることができる。

まず、Thomas Vincent⁽⁶⁹⁾とJohn Oakes⁽⁷⁰⁾はともに長老派である。Vincentは1662年追放された後、Hand Alley礼拝所を開き、彼の死亡後Oakesが後継した。Oakesの後はDaniel Williamsが継ぎ、その助任牧師としてEdmond Calamyがいた⁽⁷¹⁾。つまり、Hand Alley礼拝所は長老派の中でもBaxter派に接近しつつあったと、推察される。

他方、John Collinsは会衆派であった⁽⁷²⁾。彼はニューイングランドで教育を受け、また1660年以前には聖職録をもっていなかった点でも、上記2名と立場を異にしている。さらに、Collinsの礼拝所はLime StreetのPaved Alley礼拝所であり、Collinsの後任は、2-2でみた「一致項目」署名拒否者のNathaniel Matherであった⁽⁷³⁾。Matherを中心として、1695年当時会衆派基金設立の会合がもたれたのは、まさにこの礼拝所であったのである⁽⁷⁴⁾。同礼拝所は、この後18世紀にかけてロンドンのカルヴァン主義の拠点となり、その後は強く福音主義の影響を受けることになった⁽⁷⁵⁾。

上記の史料によれば、George 2世はOakesのHand Alley礼拝所から、CollinsのLime Street礼拝所に移っている。この移動の理由として、Oakesが会衆の判断ではなく自身の判断で新会衆を認定したことへの不満を持ったこと、他方Collinsの教会が候補者の言動の調査と全会衆の賛成をもって新会衆の入会を認めていた点を良いと考えたことが、挙げられる。これから、前者の礼拝所は長老派に、後者は会衆派に典型的な会衆の選定方法を実践していたことが解る。それは、前者の礼拝所がBaxter派長老派、後者が厳格なカルヴァン派の会衆派であるという先の推察と、一致するものである。そしてGeorge 2世は、このうち後者、厳格派のカルヴァン派を選択したわけである。

以上から、ボディントン家は少なくとも1670年代には非国教徒であったこと、さらに、当初所

旧非国教徒の時代

属していた長老派の礼拝所がBaxter派的傾向を帯びたためそこを離脱し、代わりに厳格派のカルヴァン主義の礼拝所を選んだことが明らかとなった。

この後のボディントン家の信仰については、以上ほど詳しい記述を過去帳の中に見出すことはできない。しかしボディントン家の過去帳では、同家の子供達の洗礼についてはほとんど完全に記録がとられており、そこに授礼した牧師名が書き込まれている。授礼した牧師はボディントン家の所属教会の牧師と推量できるので、これから同家の所属教会が解る。

表3 ボディントン家の帰属礼拝所と牧師

牧師名	ボディントン家と関わった年月	生没年	会派	礼拝所所在地	備考
Thomas Vincent	-1678	1634-78	会衆派	Hand Alley	
John Collins	1675-1686	1632?-87	会衆派	Paved Alley, Lime St., London	
Nathaniel Mather	1690-1691	1631-91	会衆派	Paved Alley, Lime St., London	
Showers	1704		長老派?		詳細不明
Thomas Collins	1706-1713	fl.1697	会衆派	Paved Alley, Lime St., London	
Davie	1714				詳細不明
Robert Bragge	1714-1733	1665-1738	会衆派	Paved Alley, Lime St., London	
Roswell	1716	1679-1722	長老派		Samuel Rosewellと思われる。 後Mare St., Hackneyの牧師
Wood	1718				詳細不明
Gibbs	1731	fl.1740	カルヴァン派長老派→ユニテリアン	Lime St.→Mare St., Hackney	Philip Gibbsと思われる。
Dr.Hadfield	1736			Camberwell	詳細不明
John Richardson	1742-1747				詳細不明
Saunders	1752-1761				詳細不明
Hunt	1765	? -1770	長老派	Mare St., Hackney	William Huntと思われる。
Samuel Palmer	1767-1784	1741-1813	長老派	Mare St., Hackney	
William Bush	1766	? -1777		Enfield	詳細不明
Wheatley			会衆派?	Enfield	
John Fuller	1775-1780, 1789?	fl. 1766 -1810	会衆派→長老派?	Enfield→ Carter Lane	
Sayer Wallker	1770,80s	1748-1826	長老派	Enfield	
Dr.Fordyce	1772	1720-1796	長老派	Monkwell St., London	James Fordyce, D.D.と思われる。
Francis Spilsbury	1769,82	? -1782	バクスター的長老派	Salter's Hall, London	
Hugh Wolthington	1782	1752-1813	アリウス派的長老派	Salter's Hall, London	

表3は、この授礼牧師を整理したものである。(なお、表3の最下方3段のDr. Fordyce,

Francis Spilsbury, Hugh Wolthingtonは、ボディントン家自体ではなく同家の親戚の子弟を授礼した牧師である。) これによると、John Collinsの死亡後はNathaniel Mather, Thomas Collins, Robert Braggeが洗礼を行っていることが解るが、この3人は歴代のLime Street礼拝所の牧師であった⁽⁷⁶⁾。従って、ボディントン家は少なくとも1733年まで同礼拝所に参加していたことが確認できた。

今まで調査してきた1670年代から1730年代は、2章にみたように長老派がアルミニウス主義へ、会衆派が正統的カルヴァニズムへと傾斜していく時期であり、両会派の立場の確立期であった。ボディントン家はまさにこうした時期に、意志的に後者の思想を選択していたといえよう。

およそ1710年代ころから、ボディントン家はシティのほかに、郊外の住宅地HackneyとEnfieldに住居を構え、当地の教会にも所属するようになった。

Hackneyの非国教教会の歴史は、それ自体一つの研究テーマとなるような興味深いものである⁽⁷⁷⁾。Hackneyには、1660年代後半Mare Street Chapelという長老派の礼拝所が創立された。ところが、1714年John Barker師が新牧師に選ばれると、この選任に不満を持った一部会衆は同礼拝所を離脱し、新たにGravel Pit Chapelを創立する。このJohn Barkerとは、1740年代ondon唯一の長老派かつカルヴァン主義者である牧師とされた人物に他ならない⁽⁷⁸⁾。

このように、18世紀のHackneyでは、長老派の礼拝所自体が2つに分裂し、正統的カルヴァン主義のMare Street礼拝所とアルミニウス主義的なGravel Pit礼拝所とが対峙する構造になっていた。しかも、この構造は19世紀初頭まで引き続き維持されることとなる。

Mare Street礼拝所の場合は、1737年Barker師の代理牧師であったPhilip Gibbsという人物が反三位一体の意見を持つようにいたり、それを会衆に告白して辞任する事件が起きている⁽⁷⁹⁾。またこの翌年にはBarker師自身が、会衆が自己よりもさらに厳格なカルヴァン派であることを自覚して辞職している⁽⁸⁰⁾。この後も、同礼拝所は19世紀に至るまで正統的カルヴァン主義にたつ長老派教会としての伝統を保守した。

片やGravel Pit礼拝所には、特に1740年代以降はアルミニウス主義からアリウス主義に至る思想を持つ牧師が招かれ続けていた。そして1770年にRichard Priceを迎える、その後をPriestley, Thomas Belshamが継承するに及んで、ここは合理主義信仰のメッカとして、また急進主義的政治思想の発信の場として、全イギリス人に注目される場となった。Priceが『市民的自由の性質についての考察』を書きアメリカ独立革命を擁護したのも、フランス革命を名誉革命になぞらえ美化した『祖国愛についての講話』を著したのも、ここでであった。またPriestleyがバーミンガム暴動からの避難所を見出したのも、また彼が最終的にアメリカに向かって旅立ったのもここであった。

さらに、1780年代後半には、Gravel Pittの会衆を中心として、Priceを看板教授にHackney College(またはHackney New College)という非国教学校が設立されている⁽⁸¹⁾。これは、当時もっとも評判の高かった非国教学校Warrington Academyが、1783年閉校されたのを契機とし

旧非国教徒の時代

て、開設された⁽⁸²⁾。Warrington Academyは、法律家・医師・商業等世俗の職種向けのコースをもった、現代語から自然科学を含む近代的カリキュラムで知られた学校であり、その教授陣にはアリウス主義者やユニテリアンが多く、政治的にも宗教的にも極めて自由な校風をもっていた⁽⁸³⁾。この閉校を受けて、ロンドンの有力俗人信徒が中心となり、ロンドン近郊に新たな教育機関を開設することを計画する。そして、1786年ロンドンで講義を始め、翌年Hackneyに地所を得て96年まで維持されたのが、このHackney Collegeであった。なおPriceはすでに老齢で病がちであったため、自分の補佐として甥のGeorge Cadogan Morgan⁽⁸⁴⁾を呼び寄せ、またPriestleyをカレッジの教授職においても自分の後任としている。

ボディントン家はおそらくHackneyに1710年代くらいから在住していたが、18世紀中葉まではどちらの礼拝所に所属していたかは不明である。しかし、表2にみるように、1765年にはMare Street礼拝所牧師のWilliam Hunt⁽⁸⁵⁾に洗礼を受けており、この時点できちんに所属していたことが確認できる。

また過去帳では、4代目Benjamin 2世が「1771年10月13日。HackneyのMare Streetに新しい礼拝所が開かれた。そして私たちの牧師Samuel Palmer師によりハガイ書2章9節より、この行事について説教がなされた。」と記している。Samuel Palmerは1767年から1813年までMare Street礼拝所の牧師であり、またこの1771年は同礼拝所が建て直された年であったから、過去帳の記述は正確と見てよいだろう⁽⁸⁶⁾。Benjamin 2世は、この礼拝所再建にあたり50ポンドの寄付をしており、また弟Thomasとともに新礼拝所のDeaconに選出されている。つまり、ボディントン家は、1771年にはすでにMare Street礼拝所の有力会衆であったようだ。

ボディントン家はロンドンで正統派カルヴァン主義のLime Street礼拝所に属していたから、HackneyでMare Streetに所属していたことは道理にかなう。Mare Street礼拝所とLime Street礼拝所は、長老派と会衆派で派が違うが、教義上類似していたと考えられる証拠もある⁽⁸⁷⁾。従って、18世紀前半については史料的裏付けがないけれども、おそらく同家はHackneyに移り住んだ当初からMare Street礼拝所を選択していたと考えて、無理はないだろう。

3－2 1780年代－正統的カルヴァニズムからの脱却－

以上のように、Hackneyにおいては、ボディントン家は礼拝所を選択し、正統派信仰を維持することができた。それに対して、同家が家を構えたもう一つの郊外住宅地Enfieldでは、事情は異なっていた。表3には、Enfieldの礼拝所の牧師であった4名の名がある。この4人については詳細がほとんどわからないが、ただし、Wheatley⁽⁸⁸⁾は会衆派、Fuller師⁽⁸⁹⁾はおそらく会衆派から長老派へ転向、Walker師⁽⁹⁰⁾は長老派であった。これから、Enfieldの礼拝所はおそらく両派共同で運営されており、Hackneyほど教義上の純粹さは追求されていなかったように思われる。

さらに、ボディントン家は、姻戚を通して新しい長老派の動向にふれていたと思われる。18世紀中葉には、ロンドンにKennedy家とYedbury家という姻戚があったが、これらはそれぞれ長

老派James Fordyce⁽⁹¹⁾とFrancis Spilsbury師⁽⁹²⁾の会衆であった。Benjamin 2世は洗礼や葬式といった場面でこれらの牧師と接触する機会を持った。たとえば、1782年には彼はSpilsbury師の葬式に出席するが、そこで彼は後任牧師のHugh Worthingtonの説教を聞いたことを過去帳に特筆している⁽⁹³⁾。Worthingtonは、アリウス主義者として知られた人物である⁽⁹⁴⁾。

このように、ボディントン家は、正統派信仰を守る一方で、長老派の新しい息吹にさらされてもいた。しかし、1780年代末になると、ボディントン家の信仰に真の変化が現れる。このとき、ボディントン家は正統派カルヴァニズムを放棄し、合理主義信仰に転換することを選択するのである。

この転換のきっかけは、Benjamin 2世の息子SamuelとThomasの教育であった。1780年代にHackney Collegeが設立されたことは先に述べた。この学校にBenjamin 2世は強い関心を持ち、2人の息子をここ教授陣のもとで教育したいと願ったのである。そして彼は、1788年3月には次男Thomasを、「Hackney New College入学準備のため」Priceの甥Morganの元に寄宿させる⁽⁹⁵⁾。また、長男Samuelも、同年秋からMorganのもとに寄宿し、翌年フランス旅行を行った際にMorganをともなっている⁽⁹⁶⁾。

このように、Benjamin 2世は、Mare Street礼拝所の会衆であったにもかかわらず、Gravel Pitの指導者陣を息子達の教育者として選んだ。彼はこの決断の理由を説明していない。ただ、ボディントン家はこれまで中等教育年齢までしか教育を受けておらず、同家のメンバーが初めて高等教育を志したとき、Hackney Collegeはその時非国教徒に与えられた選択肢として最善のものだったのではないかと、推測される。

これが、Benjamin 2世にとって信仰上も転機であったかどうかは解らない。ともかく彼は、この直後89年6月にHackneyを引き払い、ロンドンのBedford Squareに新たに屋敷を構える。そしてその後Hackneyに戻ることのないまま、91年に死亡する。興味を引くのは、彼がHackneyを引き払う際自宅を貸した相手が、Morganだったことである。これらからは、息子たちの教育に関する決断はPriceやMorganとの親密性を急速に高め、他方Mare Street礼拝所との関係を疎遠にしたように、感じられるのである。

いずれにしろ、この時点でBenjamin 2世の信仰に変化があったかどうかは確認できない。しかし息子が二人ともユニテリアンとなったことは、Samuelの日記から確認できる⁽⁹⁷⁾。この二人が政治思想上もMorganとPriceの影響を受け、当時のウィッグ左派陣営フォックス派に近い立場にあったことは、すでに拙稿でもみている⁽⁹⁸⁾。

こうしてボディントン家は、18世紀の最末期になって合理主義信仰に転じた。その直接の原因是、高等教育の受容にあった。その高等教育が必要とされた背景には、ボディントン家の富裕化・社会的地位の上昇があったと考えられる。

3-3 迫害の経験

最後にボディントン家が経験した非国教徒迫害について、まとめておきたい。断っておかなければ

旧非国教徒の時代

ればならないのは、王政復古期については過去帳の記録自体がとても少ないとある。つまり、一番肝心な迫害時代については、残念ながら情報が乏しい。

まず、信仰活動に関する迫害についてみよう。信仰についての迫害は王政復古期のみ存在したことであるが、ボディントン家の過去帳には情報がない。しかし一般の研究書から、彼らの牧師であったVincentやCollinsが繰り返し迫害を経験していたことを、知ることができる。

Vincent師は、そもそも5マイル法制定のきっかけを作った人物としても名を残している。彼は、1664年ロンドンのペスト流行時に、市外に避難した国教牧師の後にロンドン入りし、見捨てられた会衆のため英雄的に活動を行った⁽⁹⁹⁾。Vincentはつい2年前まで実際にロンドンの教区牧師であったから、政府はこのような非国教牧師がペスト救援活動を通して再び人心をつかむことをおそれ、95年非国教徒牧師にもとの教区5マイル以内に立ち入ることを禁止した5マイル法を制定したのである。しかし、Vincentはその後もロンドン近郊で活動することをやめなかった。そのため、彼の説教活動は5マイル法や秘密集会禁止法違反で中断されたり、罰金刑の対象となっている⁽¹⁰⁰⁾。

他方、Collins師も、1681年には5マイル法違反で起訴され、また82年には礼拝を散会させられている⁽¹⁰¹⁾。これらの牧師の会衆であったボディントン家のメンバーは、当然これらの迫害の現場に居合わせたと推測される。

つぎに、公職就任に関する迫害をみる。まず国政に関しては、ボディントン家が迫害を受けた形跡はない。逆に、George 2世は1702年Wilton選挙区から⁽¹⁰²⁾、また五代目のSamuelは1807年Tralee選挙区から⁽¹⁰³⁾、下院議員に選出されている。このように、下院議員についての宗教審査は、少なくともボディントン家の事例に見る限り、十分機能していなかったのである。

しかし、ロンドン市政に関しては宗教審査は有効であった。George 2世は過去帳で、「1689年、私はロンドン市議会議員に選出されたが、ほんの2ヶ月ほど前に法となつたサクラメンタル・テストのために資格を失った。」と記述している⁽¹⁰⁴⁾。これは、少し表現が不正確だが、おそらく1689年の審査法・自治体法廃止法案の否決をさしていると考えられる⁽¹⁰⁵⁾。

さらに、Benjamin 1世の舅Samuel Ballの場合は、1730年と34年、ロンドンの執行官Sheriffに選出され、宗教審査を理由に就任を辞退し、二度にわたり400ポンドの罰金を支払っている⁽¹⁰⁶⁾。このように、ロンドン市政からは、明らかに同家と同家の姻戚は排除されていた。

つぎに、教育に関わる迫害をみる。George 2世は「1714年、6月3日。私の孫を〈中略〉Newingtonの寮制学校からつれてかえる。馬車の中で、彼は分派活動禁止法について悲しみを表明した。それにおいて、彼の校長は辞めなければならない。」⁽¹⁰⁷⁾と過去帳に記述している。

これは、明らかにアン女王期の分派活動禁止法発布当時のことについてである。同法は結局は施行されなかったのであるが、ここでは、まだ10歳にしかならない孫が母校の運命を心配する姿が描かれており、同法が子供に至るまで非国教徒に大きな不安を与えた状況がよく理解される⁽¹⁰⁸⁾。

ボディントン家の人々の通った学校については、史料にあまり記述がなく情報自体少ないが、

特定できたものに関してはそれがすべて非国教学校や非国教牧師の私塾であったことがわかっている⁽¹⁰⁹⁾。5代目のThomasの場合は、Hackney Collegeに学んだ後Lincoln's Innに入るが、ここはすでに宗教審査を廃止していた⁽¹¹⁰⁾。やはり、全体としてボディントン家の教育は、非国教徒身分であることで限定されていた、と言えるだろう。

その他に、非国教徒として受けた迫害として過去帳に記録があるのは、埋葬に関するものである。

「1714年6月8日。彼女<George 2世の娘>はそこ<George 2世宅>から、St.Hellens教会の北墓地の奥の墓穴に入れられた。これまでに私の家族のほとんどがそこに埋葬され、そんな要求はなかったにもかかわらず、教会事務所は、16ギニーと<この箇所判読不能>税を払わなければ、彼女を納骨所に入れることを拒否した。」

これは、George 2世の娘の死亡時に、その埋葬に関して起きたトラブルについて記述したものである。St.Hellens教会とはシティ中心部にある国教の教区教会で、ボディントン家は17世紀以来度々利用してきた。ところが、1714年突然、同教会は今までなかった特別な料金の支払いを請求する。

このような埋葬拒否、あるいは特別料金徴収は、恒常に継続的に行われたことではない。ボディントン家の場合も、これより以前も以後もSt.Hellens教会や他の教区教会墓地を利用している。しかし、非国教徒の埋葬は、主にその洗礼に疑義があるという理由で、拒否されることが多かったことは、これまでの研究史でも指摘されてきた⁽¹¹¹⁾。ボディントン家も、18世紀後半には非国教徒専門の墓地として知られたBunhill Fields⁽¹¹²⁾を頻繁に利用し、最後にはEnfieldに墓所を購入している。

以上、ボディントン家の人々が、17世紀以来18世紀に入ってもなお非国教徒として様々な迫害を受けていたことが、実証できた。確かに、彼らの受けた迫害は、程度・回数からみればわずかであった。しかし、過去帳を読むと、その淡々とした表現の中で、彼らが迫害に誇りを傷つけられ、それに問題意識を持っていたことが伝わってくるのである。

ただ、おそらく18世紀前半までは、彼らの中にはあきらめの気持ちが強く、問題の具体的な解決は期待していなかったように感じられる。ボディントン家のメンバーが、迫害除去のため具体的な努力を払うようになるのは、1768年Benjamin 2世が新教非国教徒代表団のEnfieldの非国教徒代表の一人に選出された後のことである⁽¹¹³⁾。この前年ロンドンの執行官訴訟が非国教徒に有利に解決されており⁽¹¹⁴⁾、この後1790年まで自治体法・審査法反対運動はもっとも盛り上がりを見せることになる⁽¹¹⁵⁾。

両法廃止運動の顛末とボディントン家の関与に関しては、他の論稿でも触れたので、省略する⁽¹¹⁶⁾。ここでは、ボディントン家の人々が、18世紀以降も被迫害者としての側面を持ち続けた

旧非国教徒の時代

こと、そして迫害に対し問題意識を持ち、解決のための政治運動に参加していたことを、最後に確認しておきたい。

4 結 論

以上の18世紀のボディントン家の信仰史をまとめてみると、それには2つの相反する側面が存在していたといえるのではないだろうか。

最初の側面は、王政復古期からの強い連續性である。ボディントン家は、おそらく王政復古直後に非国教徒となることを決断し、以後19世紀まで一貫して非国教徒であった。

王政復古期の決断がこの後長く一族の信仰を支配した理由としては、以下のことが考えられる。まず、第一は祖先の選択の真摯さである。本稿で引用した史料からは、George 1世や2世が、困難な時代にありながらも自己の宗教的良心を最優先したことが、伝わってくる。さらに、George 2世は、過去帳という手段を通して、積極的に父と自分の心情を子孫に伝えようとした。この祖先の真摯な選択は一族の原点となり、子孫に非国教徒であることへの誇りや確信を伝える原動力となったのではないかと思われる。

つぎに、迫害が18世紀を通して残存したことが、かえって非国教徒意識を持続させる上で大きな働きをしたのではないかと、考えられる。ボディントン家が受けた迫害は回数も少なく軽度であるが、それでも彼らが17世紀以来連続した被迫害者としての自意識を維持する上で、効果を持っていたと感じられる。

他方で、ボディントン家の信仰にはもう一つの側面、変容がある。つまり、正統的カルヴァニズムからの脱却である。この変容は、直接には高等教育の受容から生じたが、間接的にはボディントン家の経済的・社会的上昇が原因であったと考えられる。

このような信仰の変容は、決してボディントン家のみに特有ではなく、おそらくは多くの上層部の非国教徒に18世紀を通じて起きていたと判断される。なぜなら、2章に見たように、18世紀には長老派の会派の大半がアルミニウス主義に転じていたことが、実証されているからである。この長老派には、特に経済的に成功した上層の非国教徒が多かった。従って、長老派に属した上層非国教徒については、正統的カルヴァン主義から離脱し、アルミニウス主義に接近するという信仰の変容は、18世紀を通して普遍的にみられた現象だと判定できよう。

以上、ボディントン家の信仰の歴史は、同家が1662年信仰統一法に由来する非国教徒身分と自意識を19世紀まで持ち続ける一方で、その信仰内容自体は大きく変容したという二面性をもっていたことを、明らかにした。さらに、このような二面性は、多くの18世紀の上層非国教徒に共通していたとも、推察された。

これは、本稿冒頭で述べた、研究史から受ける18世紀非国教徒のイメージー17世紀以来変わらぬ被迫害者である一方で、富裕で解放された中産階級ーとも合致するものである。この相反する側面の共存こそが、18世紀の、特に上層部の非国教徒の本質を現しているのではないだろうか。

それでは、この二面性のうち17世紀からの連續の要素が失われ、非国教徒が17世紀の非国教徒とは真に異なる存在になるのはいつのことなのだろうか。筆者は、その転機は、迫害諸法規の廃止とメソディズムの非国教化であると考える。迫害諸法規は19世紀初頭廃止され、非国教徒は被迫害者でなくなった。そしてそれと同時に、非国教徒は王政復古期以来受け継いだ被迫害者としての自己認識を喪失することになった。またその少し前の1790年代、メソディストという新たな非国教徒集団が大量発生した。彼らは、旧非国教徒3会派とクエーカーが共通して持っていた記憶、つまり1660-62年の国教からの追放と迫害の記憶を持たなかった。こうして、1660年以来非国教徒が共有してきた意識と記憶は、メソディスト非国教化によって非国教徒共通の心性ではなくなってしまった。このようにして、1790-1820年代にかけて徐々に、旧非国教徒の時代は終局をむかえたのであった。

- (1) 1660年以後に発生した非国教徒—Dissenter, あるいはNonconformist—のそれ以前の分離派 Separatistとの量的質的違いは、以下の文献で強く意識されている。A. G. Matthews, *Calamy Revised. Being a Revision of Edmund Calamy's Account of the Ministers and Others Ejected and Silenced, 1660-2*, Oxford, 1934, p.xvi. (以下Calamy Revisedと略。) Michael R. Watts, *The Dissenters*, Oxford, 1978, p. 3. (以下, *Dissenters I*と略。) また非国教徒校史においても、1662年が分水嶺として明確に意識されている。Irene Parker, *Dissenting Academies in England*, Cambridge, 1914, pp.45f.. H. Maclachlan, *English Education under the Test Acts*, Manchester, 1931, pp.1f.. (以下English Educationと略。) しかし、他方でWhitingは、1662年の意義をもう少し低く評価している。彼は、それを非国教徒発生の年代と考えてはならず、それ以前にも、より小さい規模ではあるが、非国教徒は存在していた点を、強調する。C. E. Whiting, *Studies in English Puritanism from the Restoration to the Revolution, 1660-1688*, London, 1968, p.29.
- (2) 本稿20頁の表2を参照。
- (3) 旧非国教徒Old Dissentという表現については、*Dissenters I*, pp.450-1. R.K.Webb, "The Emergence of Rational Dissent", in Knud Haakonssen, ed., *Enlightenment and Religion. Rational Dissent in Eighteenth-Century Britain*, Cambridge, 1996, p. 15.
- (4) 宗教活動の全般的低下については、Roy Porter, *English Society in the Eighteenth Century*, 2nd ed., London, 1990 (1st published in 1982), pp.168-172. (邦訳 目羅公和訳『イングランド18世紀の社会』法政大学出版局, 1996年。) また、浜林正夫『イギリス宗教史』大月書店, 1987年, 179頁。
- (5) 18世紀の非国教徒会衆の増減については、Michael R Watts, *The Dissenters, volume II*, Oxford, 1995. (以下*Dissenters II*と略。)
- (6) 非国教徒が特に経済的成功者であったかどうかについては、論争があり結論が出ていない。たとえば、AstonやHagenは、企業家の不釣り合いなほど多い割合が非国教徒であったという見解を示しているが、Rubinsteinは特に非国教徒に富裕者が多かったわけではないという結論を示している。ただし、彼もクエーカーが特に富裕であったことは認めている。また、Bradleyも「アメリカ独立革命期の都市部の非国教徒の職業構成は、英國国教徒のそれとだいたい同じ」としている。しかし非国教徒研究の第1人者であるWattsは、19世紀にはクエーカーとユニテリアン、18世紀においては長老派は比較的富裕な層に偏っていた、また18世紀の非国教徒は日雇い労働者やサーヴァントといった経済的従属者層は含まず、独立した生計を持つものが多いという見解を示している。

旧非国教徒の時代

今関氏もピューリタンは中産的生産者層であるという見解を示す。以上の議論については、*Dissenters II*, pp.329-332. *Dissenters I*, p.348, 350-1, 356. James E Bradley, *Religion, Revolution and English Radicalism. Non-conformity in Eighteenth-Century Politics and Society*, Cambridge, 1990, p.61f.. 特にp.69. 今関恒夫『ピューリタニズムと近代市民社会 リチャード・パクスター研究』みずず書房, 1989年, 70頁。

- (7) 非国教徒の下院議員就任状況については、*The History of Parliament. The House of Commons*のシリーズの各年代の巻頭にある議員分析の付表に整理されている。また17世紀に関しては、Douglas R. Lacy, *Dissent and Parliamentary Politics in England 1661-1689. A study in the Perpetuation and Tempering of Parliamentarism*, New Brunswick, 1969, pp.476-9.
- (8) たとえば、MaidstoneやNorthamptonでは都市人口の半数が非国教徒であった。またNorwichではクエーカーのGurney家が市政の中心であった。John A. Phillips, *Electoral Behavior in Unreformed England. Plumpers, Spillers, and Straights*, Princeton, 1982, pp. 159-160, 40. またNottingham, Coventry, Bridgwater, Bristol等でも市長職や地方官職の相当部分が、非国教徒によって占められていた。*Dissenters I*, pp.482-3. Bradley, op. cit., pp.69-79.
- (9) W. Pierce, "The Contributions of the Nonconformists to the Building of the Mansion House", *Transactions of the Congregational Historical Society*, 9, 1924~6, pp.146-169. なお、自治体法と審査法の効力については、長い論争があり、基本的には三位一体派の非国教徒に対しては、ほとんど障害ではなかったとする見解が優勢である。*Dissenters II*, pp. 417-8. Bradley, op. cit., pp.69-70.
- (10) B. L. Manning, *The Protestant Dissenting Deputies*, Cambridge, 1952.
- (11) 小嶋潤『イギリス教会史』刀水書房, 1988年。浜林正夫『イギリス宗教史』大月書店, 1987年。ムアマン『イギリス教会史』聖公会出版, 1991年。
- (12) 会衆派の源流としては、エリザベス期の分離派Robert Browne, Henry Barrow等と17世紀以降出現した半分離派のJacob派とその後継者が通常想定される。会衆派という用語自体は、1640年代に登場したと言われる。さらに独立派の語は、1600年代Jacob派が自派を表す言葉として使用し始めたものだが、その後会衆派とほぼ同義語となった。ただし周知のように、清教徒革命期には、独立派の語は政治的に特別の集団を現す用語として使用されていたので、注意を要する。Whiting, op. cit., pp.69f.. *Dissenters I*, pp.25-6, 94f.. Tudur Jones, *Congregationalism in England 1662-1962*, London, 1962, p.13, 25. (以下Congregationalismと略。) 小嶋氏は、分離派、会衆派、独立派を同義語として説明している。小嶋潤、前掲書, 98頁。
- (13) Bolam, C. G. et al., *The English Presbyterians from Elizabethan Puritanism to Modern Unitarianism*, London, 1968, p.21. (以下Presbyteriansと略。)
- (14) *Presbyterians*, pp.54, 57-8. *Dissenters I*, p.57, 291.
- (15) *Dissenters I*, pp.317, 378. ただし会衆派内にも入会審査についてはある程度考え方の違いがある。Ibid., p.170-3.
- (16) *Dissenters I*, p.291. *Presbyterians*, p.55, 114.
- (17) 会衆派は緩やかな教会会議の必要はある程度認めてはいるが、それらの個別教会に対する上位権は認めない。浜林正夫、前掲書, 171頁。*Dissenters I*, pp.58-9.
- (18) まず12程度の教会がそれぞれ牧師と俗人長老一名ずつを代表として出し、クラスを組織する。次に24のクラスがそれぞれ牧師と俗人長老2名ずつを出し、地方会議を形成する。さらに各地方会議から牧師と俗人長老3名ずつを選び、全国会議を組織する。上部組織は下部組織に対し権威と監督の義務を持つ。逆に下部組織は上訴する権利を持つ。各教会においては、その行政・運営の判断は長老会が行う。*Dissenters I*, pp.58-9.
- (19) Ibid., p.90. *Presbyterians*, pp.20, 35, 43.

- (20) *Presbyterians*, p.21.
- (21) Whiting, op. cit., p.43.
- (22) *Dissenters I*, p.291. *Presbyterians*, p.55, 114.
- (23) Whiting, op. cit., p.62.
- (24) Ibid., p.45.
- (25) *Presbyterians*, p.114.
- (26) Whiting, op. cit., p.45.
- (27) 浜林正夫, 前掲書, 120頁。
- (28) *Dissenters I*, p.378. *Presbyterians*, p.47, 94.
- (29) *Dissenters I*, p.169.
- (30) Ibid., p.217.
- (31) 当時のTolerationの概念については, *Presbyterians*, pp.57f., 95.
- (32) Ibid., p.81.
- (33) Ibid., p.82.
- (34) Whiting, op. cit., p.17.
- (35) 追放牧師の全リストとしては, 先に挙げたA. G. Matthews, *Calamy Revised*. があるが, それでは総数1909名となっている。2029名という数値は, Wattsによると, *Calamy Revised*の計算に, ウェールズで追放された者と, *Calamy Revised*が掲載していない者を加えた数値という。*Dissenters I*, p.219. これは, 当時の牧師総数のおよそ5分の1程度と類推されている。*Presbyterians*, p.84. 他方Whitingが載せている計算では, 2400人を越えた数値が提出されている。Whiting, op. cit., p.12.
- (36) 統一法前後で, 牧師と会衆のつながりは変更されなかった場合が多かったという。*Congregationalism*, p.78.
- (37) *Dissenters I*, p.260.
- (38) *Presbyterians*, p.99.
- (39) Ibid., pp.99-100.
- (40) Ibid., p.101.
- (41) Ibid., p.102.
- (42) Ibid., p.112. *Dissenters I*, p.296.
- (43) *Presbyterians*, pp.99, 105.
- (44) Ibid., p.103.
- (45) Ibid., p.105.
- (46) Ibid., pp.113-9.
- (47) Ibid., p.121. *Dissenters I*, p.297.
- (48) *Congregationalism*, p.124-5.
- (49) *Dissenters I*, pp.465-7. ロックとSamuel Clarkeの影響については, *Presbyterians*, pp. 139-141, 149-151. 非国教学校への両者の取り入れについてはParker, pp.125, 135. これらの見解は近年も支持され, 強化される傾向にある。R. K. Webb, op. cit., pp.42-63, David L. Wykes, "The Contribution of the Dissenting Academy to the Emergence of Rational Dissent", in Knud Haakonssen, ed., op. cit., pp.99-139を参照されたい。
- (50) *Presbyterians*, pp.155-158.
- (51) Ibid., p.160.
- (52) Ibid., p.161. *Dissenters I*, pp.375-6.
- (53) *Presbyterians*, p.168-9.
- (54) *Dissenters I*, p.377.
- (55) *Presbyterians*, p.204.

旧非国教徒の時代

- (56) Ibid., p.205. なお、このときカルヴァン派からアルミニウス主義に転換した例として、後で触れるPhilip Gibbsがいる。
- (57) *Presbyterians*, p.204. *Dissenters I*, p.465. John Barker (1682-1762) については、*Dictionary of National Biography on CD-ROM*, Oxford, 1995. (以下DNBと略。) また Godefrey Holden Pile, *Ancient Meeting-Houses; or Memorial Pictures of Nonconformity in Old London*, London, 1870, pp.399-402. 彼の宗教思想については、厳格なカルヴァン主義ではなく、中道派あるいはバクスター派に分類するのが妥当であり、また年齢とともに穩健化したと思われる。彼は1710年代にはDaniel Williamsをカトリック教徒として非難していた。William Matthews ed., *The Diary of Dudley Ryder, 1715-1716*, London, 1939, p.155. また、彼は1719年Salter's Hall集会では賛成派だった。しかし、1720年代にはその署名を否認しており、また1738年には、バクスター的な宗教的意見をとるようになったためMare Street礼拝所を辞職している。*Presbyterians*, p.164, 186.
- (58) *Presbyterians*, pp.229f.. *Dissenters I*, pp.472f..
- (59) *Dissenters I*, p.464.
- (60) Ibid., p.452.
- (61) Ibid., p.490.
- (62) Boddington Family, Levant Merchant of London. Personal Papers, c.1640-1843. Guildhall Library Ms. 10823/1, 2, 3, 4, 5A, 5B, 5C. この史料は手稿史料で、はっきりと頁がついていないので、以下の引用では頁を示せない。史料の詳細は、拙稿「ロンドン商人の社会的上昇—ボディントン家の場合—」『西洋史学』165号, 1992年, 3頁。
- (63) おそらく大教会Great Churchとはアントワープの大聖堂のことだと思われる。ここで国王と王弟が聖体拝領を受けたことは彼らのカトリックへの帰依を意味すると、George 1世は判断したようである。ただし周知のように、これまでの研究史ではチャールズ2世がカトリックに親近感を持っていたことは確認してきたが、彼が真にカトリック教徒であったかどうかについては意見を保留する学者が多い。たとえば、Wattsがそうである。*Dissenters I*, pp.221-2. またWhitingは、チャールズ2世はカトリックではなかったと明言している。Whiting, op. cit., p.8.
- (64) Ms.10823/1. 書いた年月日については記録されていない。
- (65) Ms.10823/1.
- (66) Ms.10823/1.
- (67) Ms.10823/1.
- (68) 正確には、Collinsは追放された牧師Ejected Ministerではなく、その後の説教活動を禁止された牧師Silenced Ministerに分類される。
- (69) オックスフォード大クリスト・チャーチ出身、56年にSt. Mary Magdalen教区教会牧師職に聖職按手されたが、1662年信仰統一法によりこの職から追放され、Hoxtonに退きそこで礼拝所を開く。彼はまたNewington GreenのDoolittleの非国教徒学校の共同経営者兼教師でもあった。72年の信仰自由法では、長老派としてライセンスを得ている。Calamy Revised, op. cit., pp. 502-3. DNB.
- (70) ケンブリッジ大ジーザス・カレッジ出身、エセックス州Borehamの教区牧師をしていたが、やはり信仰統一法によって追放されている。72年には長老派としてライセンスを得ている。Calamy Revised, op. cit., p.370.
- (71) “Daniel Williams”, “Edmond Calamy”, DNB.
- (72) 彼は統一法発布時点では教区牧師職についていなかったので追放されてはいないが、同法令で説教活動を禁止された牧師Scilenced ministerに属する。Calamy Revised, op. cit., pp.127-8. DNB.
- (73) 本稿17頁。
- (74) *Congregationalism*, p.117.

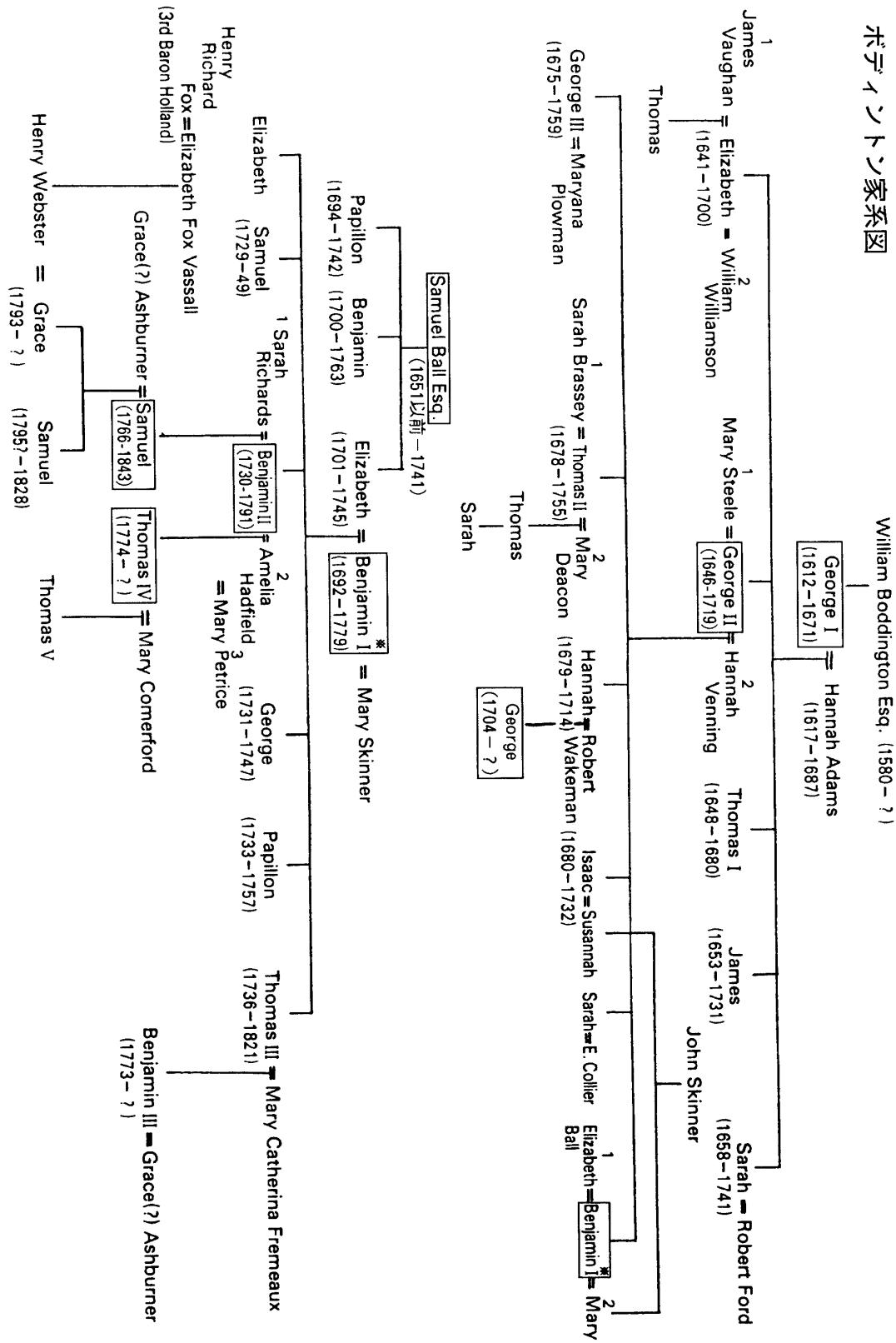
- (75) Ibid. p.140.
- (76) おそらくThomas CollinsはJohn Collins の息子。*Calamy Revised*, op. cit., pp.127. Robert Braggeは1662年に追放された同名の会衆派牧師の息子であろう。*Calamy Revised*, op. cit., pp.70.
- (77) Hackneyの長老派教会の歴史については、以下の本に詳しい。Alan Ruston, *Unitarianism and Early Presbyterianism in Hackney* (privately published 1980) .
- (78) 本稿19頁。この分裂については、本稿注(57)引用の*The Diary of Dudley Ryder, 1715-1716*, が、Gravel Pit陣営の当事者の書いた史料として、重要である。
- (79) Philip Gibbs, DNB. *Presbyterians*, p.205.
- (80) 本稿、注(57)。
- (81) D. O. Thomas ed., *The Correspondence of Richard Price*, vol.III, February, 1786-February, 1791, p.47n.. (以下*The Correspondence III*と略。) *English Education*, p.246.
- (82) Warrington Academyの閉校を受けて作られた学校は、このHackney Collegeの他に、Manchester Academyがある。
- (83) Warrington AcademyについてはH. Maclachlan, *Warrington Academy. Its History and Influence*, Manchester, 1943. 池田稔「イギリス王政復古期の宗教政策と非国教徒の教育活動—「非国教派アカデミー」の開設とその当初形態」『教育研究』28, 1984年, 1-34頁。三時真貴子「ウォーリントン・アカデミー (Warrington Academy, 1757-86) の新たな研究に向けて」『化学史研究』26(2), 1999年, 65-78頁。あるいは、Parker, op. cit.
- (84) “George Cadogan Morgan”, DNB.
- (85) “Samuel Palmer”, DNBによる。
- (86) Ibid.
- (87) 前述のPhilip Gibbs師がMare Street礼拝所にくる以前勤めていたのが、Lime Street礼拝所であったからである。(かれはLime Street時代にボディントン家の洗礼も一度行っている。表3 参照。)
- (88) 彼については、史料中にStephen Addingtonから聖職授任を受けたという記述がある。Addingtonは独立派で、やはり会衆派系非国教徒学校Mile Endの教師を勤めた。“Stephen Addington”, DNB。しかし、牧師によって授任されたという点から見て、長老派的要素を持つと考えられる。
- (89) おそらく*English Education*, p.159に出てくる者と同一人物。Mile End出身者。ダヴェントリ・アカデミーの教師も勤めた。彼はEnfieldの後、Carter Lane礼拝所の牧師となるが、ここは長老派の礼拝所である。なお彼は、ベンジャミン2世の二度目の妻の姉妹であったLydia Hadfieldと結婚している。
- (90) “Sayer Walker”, DNB.
- (91) “James Fordyce”, DNB.
- (92) Pike, op. cit., pp.402-4. “Hugh Worthington”, DNB.
- (93) Ms.10823/4.
- (94) おそらくHugh Worthington。Worthington師はDaventry Academy出身のアリウス派で、ハクニーカレッジの設立委員兼その古典と論理学の教諭でもあった。Pike, op. cit., pp.408-411. “Hugh Worthington”, DNB.
- (95) Ms.10823/4.
- (96) Ms.10823/4. “George Cadogan Morgan”, DNB.
- (97) Ms.10823/5C.
- (98) 拙稿「18-19世紀転換期のウィッグと非国教徒－ホランド・ハウスの人々－」『史林』76卷3号, 1993年。また*The Correspondence III*, P.334.
- (99) *Presbyterians*, p.86n. *Dissenters I*, pp.225-6, 230-1. *Calamy Revised*, p.503.

旧非国教徒の時代

- (100) *Dissenters I*, pp.230-1. *Calamy Revised*, p.503. 秘密集会禁止法については、以下の論文がある。矢崎正徳「非国教徒集会法」『國立館大学政経論叢』, 37・38合併号, 1981年, 145-163頁。
- (101) *Congregationalism*, pp.97, 98.
- (102) Ms.10823/1.
- (103) R. G. Thorne ed., *The History of Parliament. The House of Commons 1790-1820*, London, 1986, vol.3, p.140.
- (104) Ms.10823/1.
- (105) *Dissenters I*, p.260. Lacey, op. cit., pp.233f..
- (106) W. Pierce, op.cit., p.167.
- (107) Ms.10823/1. この孫とは、系図中のGeorge Wakeman。
- (108) Newingtonの非国教学校としては、Charles Morton師の学校と、Theophilas Galeの学校が有名だが、これらは1706-7年に廃校になっているので、史料中の学校には該当しないと思われる。場所は少し離れるが、Joshua OldfieldがHoxton Squareで経営していた学校が、時期的には合う。MacLachlanは、同校が1714年分派活動禁止法成立をきっかけに閉鎖されたと推量している。English Education, p.9, 11.
- (109) 拙稿「ロンドン商人の社会的上昇－ボディントン家の場合－」, 7, 10頁。
- (110) 法学院の宗教審査、特にLincoln's Innのそれは、18世紀初頭にはほとんど形骸化していた。Wilfred Prest, "Law, Lawyers, and Rational Dissent", in Haakonssen, ed., op. cit., p.174.
- (111) Manning, op. cit., pp.286-90.
- (112) 18世紀Bunhill Fieldsはほとんど非国教徒専門の墓地と化していた。これについては、Ibid., pp.310f..
- (113) 新教非国教徒代表団については、Manning, op. cit. またRichard W. Davis, *Dissent in Politics 1780-1830. The Political Life of William Smith, M.P.*, London, 1971.
- (114) これは、本稿27頁で触れたSamuel Ballを含め、多くの非国教徒が科目目当てにロンドンの執政官職等に任命されたことを不服として、争われた訴訟。ロンドン市が、法によって官職から排除されている非国教徒を官職に任命することが、果たして有効なのかどうかが、争われた。非国教徒側の勝訴。
- (115) Manning, op. cit., pp.217-8.
- (116) 拙稿「18-19世紀転換期のウィッグと非国教徒－ホlland・ハウスの人々」。

(2000年9月11日受理)
(かわわけ けいこ 文学部講師)

ボディントン家系図



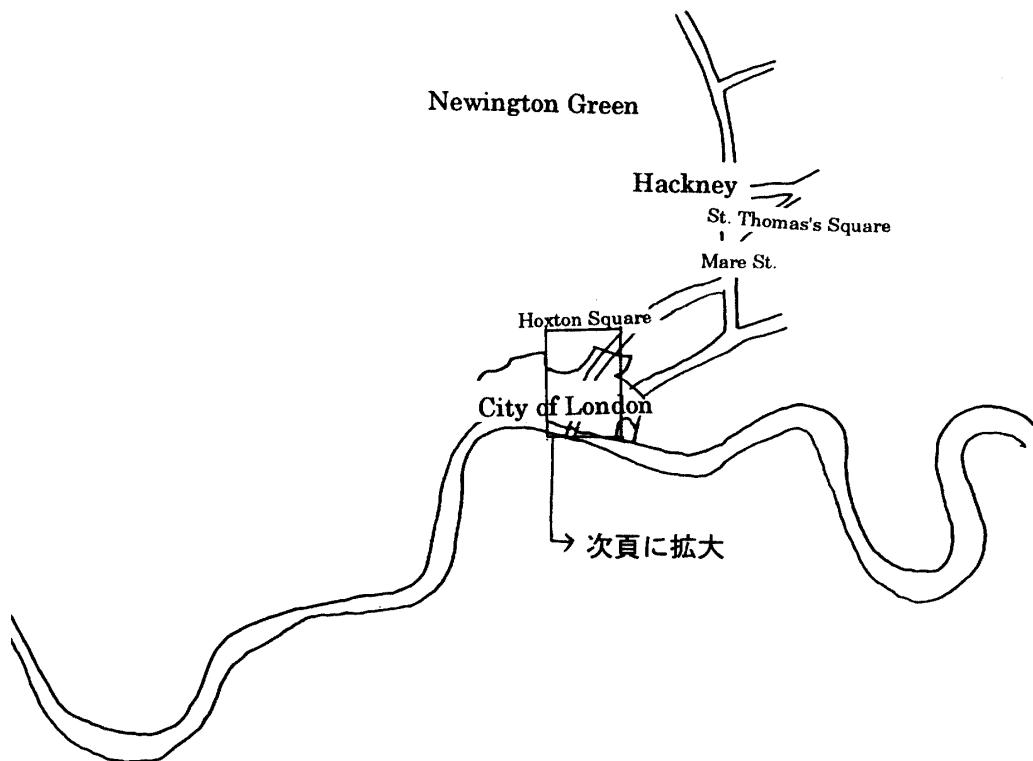
旧非国教徒の時代

Enfield

参考：ボディントン家のロンドンでの居住地

North Side of Lothbury	1639以前-1655	
South Side of Lothbury	1655-1666大火	1670-
Mark Lane	1666-1670	
Great St.Hellens	1674-8	
Little St.Hellens	1679-1712	
Love Lane & Aldermanbury	1728-1733	

MIDDLESEX



38頁地図出典 : *The A to Z of Georgian London*, introductory notes by Ralph Hyde,
Lympne Castle, Kent, 1981.

